

いきいきパパの育休奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 県は、男性の育児参加を促進するため、事業主が男性労働者に育児休業等を取得させた場合に、当該事業主に対し、予算の範囲内において奨励金を支給するものとし、その支給に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 育児休業

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する育児休業をいう。

(2) 育児休業等

育児休業及び、各事業所において就業規則又は労働協約等（以下「就業規則等」という。）に規定されている育児のための休業・休暇制度をいう。

(支給対象事業主)

第3条 奨励金の支給対象事業主は、次の各号のすべてに該当する事業主とする。ただし、国、地方公共団体、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人、又は国若しくは地方公共団体が1/2以上を出資している法人は、支給対象事業主としないものとする。

(1) 県内に事業所を有すること。

(2) 常時雇用する労働者の数が300人以下であること。

(3) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ていること。

(4) 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に登録されていること。

(5) 広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度に登録されていること。

(6) 就業規則等に育児休業等について規定していること。

(7) 法の規定を遵守していること。

(対象となる男性の育児休業等取得者)

第4条 奨励金の対象となる男性の育児休業等取得者は、次の各号のすべてに該当する男性労働者とする。

(1) 県内の事業所に勤務していること。

(2) 雇用保険の被保険者として雇用されていること。

(3) 平成22年4月1日以降、その養育する子が1歳2ヶ月に達するまでの間に、育児休業等を5日（勤務を要しない日を除く）以上含む1週間以上連続した休業・休日等（以下「休業」という。）を新たに取得し、当該休業終了後に原職等に復帰していること。

(支給しない場合)

第5条 支給対象事業主による申請であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を支給しないものとする。

- (1) 対象となる男性の育児休業等取得者について、国又は他の地方公共団体が設ける育児休業取得の促進を目的とする助成金、奨励金その他の補助金等を受給した場合又は受給する見込みのある場合
- (2) 当該事業主が、適正な雇用管理を行っていないと認められる場合

(支給額)

第6条 奨励金の支給は1事業主につき男性の育児休業等取得者5人までとし、その支給額は次表のとおりとする。

男性の育児休業等取得者	休業の期間	支給額
1人目	連続して1週間以上1か月未満	200,000円
	連続して1か月以上	300,000円
2人目～5人目	連続して1週間以上1か月未満	100,000円
	連続して1か月以上	200,000円

(支給の申請)

第7条 奨励金の支給を希望する事業主は、第4条第3号に定める復帰の日から起算して3か月以内又は当該復帰日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、いきいきパパの育休奨励金支給申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

- (1) 育児休業等に係る子の出生の事実を確認できる書類
- (2) 男性労働者から提出された育児休業等の取得の申出書等の写し
- (3) 休業を取得した男性労働者の出勤簿等の写し(休業状況及び職場復帰後の出勤状況が確認できるもの)
- (4) 休業を取得した男性労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (5) 育児休業等に係る就業規則等の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

(支給の決定)

第8条 知事は、奨励金の支給又は不支給の決定をしたときは、いきいきパパの育休奨励金支給決定通知書(様式第2号)又はいきいきパパの育休奨励金不支給決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の支給)

第9条 知事は、前条の支給の決定を行ったときは、速やかに第6条に規定する奨励金を支給するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 知事は、奨励金の支給を受けた事業主が、偽りその他不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認めるときは、いきいきパパの育休奨励金支給決定取消・返還通知書(様式第4号)により、当該事業主に対して支給決定を取り消し、支給額全額を返還させるものとする。

(指導監督)

第11条 知事は、この奨励金の支給に関する事項について、必要に応じて検査し、事業主及び対象となった育児休業等取得者に対して報告を求めることができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

いきいきパパの育休奨励金支給申請書

平成 年 月 日

広島県知事様
(労働福祉課)

所在地
名称
代表者役職・氏名

印

いきいきパパの育休奨励金の支給を受けたいので、いきいきパパの育休奨励金支給要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

常時雇用する労働者の数		人（うち男性 人、女性 人）		
一般事業主行動計画を策定しその旨を労働局へ届け出た日		年 月 日		
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録有効期限		年 月 日まで		
広島県男性育児休業等促進宣言企業として登録された日		年 月 日		
国又は他の地方公共団体が設ける育児休業取得の促進を目的とする助成金等の受給（見込含む）		有 ・ 無		
男性労働者の状況	フリガナ氏名	(歳)	雇用保険被保険者番号	
	雇用保険の被保険者となった年月日及び種類	年 月 日 (一般 ・ その他)		
	利用した制度（該当する口に \blacktriangleright を付けてください）	<input type="checkbox"/> 育児休業（育児・介護休業法第2条第1号） <input type="checkbox"/> 上記以外で当該事業所において就業規則等に規定されている育児に関する休業・休暇制度		
	子の生年月日	年 月 日	子の氏名	
	休業期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
	職場復帰日	年 月 日		
奨励金の申請額		円		
振込先	金融機関名		本支店名	
	口座の種類	当座 ・ 普通		口座番号
	口座名義（カタカナ記入）			
記入者	氏名		所属・職名	
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			

添付書類

- (1) 育児休業等に係る子の出生の事実を確認できる書類
- (2) 男性労働者から提出された育児休業等の取得の申出書等の写し
- (3) 休業を取得した男性労働者の出勤簿等の写し（休業状況及び職場復帰後の出勤状況が確認できるもの）
- (4) 休業を取得した男性労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (5) 育児休業等に係る就業規則等の写し

いきいきパパの育休奨励金支給決定通知書

労 福 第 号
平成 年 月 日

様

広島県知事

平成 年 月 日付けで支給申請のあったいきいきパパの育休奨励金については、次のとおり支給を決定したので、いきいきパパの育休奨励金支給要綱第8条の規定に基づき通知します。

1 支給決定額

金 円

2 支払方法

いきいきパパの育休奨励金支給申請書記載の口座へ振込

いきいきパパの育休奨励金不支給決定通知書

労 福 第 号
平成 年 月 日

様

広島県知事

平成 年 月 日付けで支給申請のあったいきいきパパの育休奨励金については、次の理由により支給しないことに決定したので、いきいきパパの育休奨励金支給要綱第8条の規定に基づき通知します。

1 支給しない理由

いきいきパパの育休奨励金支給決定取消・返還通知書

労 福 第 号
平成 年 月 日

様

広島県知事

平成 年 月 日付け労福第 号で支給決定したいきいきパパの育休奨励金については、次の理由により支給決定を取り消すので、いきいきパパの育休奨励金支給要綱第10条の規定に基づき通知します。

については、支給した奨励金全額を次のとおり返還してください。

1 取消理由

2 支給した奨励金の返還期限

年 月 日

3 返還の方法

同封の納入通知書により所定の金融機関で払い込んでください。